

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続(拡大型)に係る手続開始の公示

本業務は、参加表明書及び技術提案書を同時に提出する試行業務である。

本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和5年6月8日
支出負担行為担当官
札幌開発建設部長 富山 英範

1. 業務の概要

1) 業務名

雨竜第2ダム本体実施設計外業務(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)

2) 業務内容

本業務は、雨竜川ダム再生事業において、既往の堤体概略設計成果及び調査・検討成果を基に堤体実施設計を行うものである。

主な内容は以下のとおりである。

基本的事項の検討 一式

配置修正設計 一式

施設設計 一式

数量計算 一式

基本設計会議資料作成 一式

本業務において技術提案を求めるテーマ(以下、「評価テーマ」という。)は以下に示す事項である。

評価テーマ 雨竜第2ダムの堤体や減勢工の見直しを考慮した配置修正設計における留意点について

3) 履行期間

履行期間は以下のとおり予定している。

契約締結日の翌日 から 令和6年7月31日(水)まで

4) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は設計業務共通仕様書第1128条第1項に示す他に次のとおりとする。ただし、設計業務等共通仕様書第1128条第2項に規定する「軽微な部分」は除く。

計画準備 一式

現地踏査 一式

基本的事項の検討 一式

配置修正設計 一式

施設設計 一式

数量計算 一式

基本設計会議資料作成 一式

照査 一式

報告書作成 一式

5) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

6) 成果品

成果品は、特記仕様書のとおりとする。

7) 電子入札システム対象業務

本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

8) 電子契約システム対象業務

本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

9) その他

本業務の契約書(案)及び特記仕様書(案)は別添のとおりである。

10) 参加資格要件

技術提案書の提出者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

① 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
- (3) 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 資本及び人的関係に関する要件

参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、基準の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、北海道開発局見積心得第4条第2項の規程に抵触するものでないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合同会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合

組合(設計共同体を含む。)とその構成員が同一の選定・特定手続に参加している場合その他、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

② 設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和5年6月8日付け北海道開発局長)に示すところにより、北海道開発局長から雨竜第2ダム本体実施設計外業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の決定を受けているものであること。

なお、設計共同体の競争参加資格に関する公示は、北海道開発局ホームページにて掲載する(下記アドレス参照)。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g7000000zi04.html>

11) 業務実施上の要件

(1) 参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

① 業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成25年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において、以下に記載する「同種又は類似業務」について1件以上の実績を有さなければならない。ただし、実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。

なお、「北海道開発局委託業務成績評定要領」(平成7年4月3日付け北開局工第2号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

同種業務：国土交通省、内閣府沖縄総合事務局開発建設部、独立行政法人水資源機構が実施したダム本体の実施設計を実施した業務(砂防ダム、農業用ダムを除く)

類似業務：都道府県が実施したダム本体の実施設計を実施した業務(砂防ダム、農業用ダムを除く)

② 令和2年度から令和3年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注業務(北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務)の土木関係コンサルタントの平均業務評定点が60点以上であること。

ただし、業務の実績がない場合は、この限りではない。

(2) 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定(建設経済局建設振興課)または国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課又は土地・建設産業局建設市場整備課)を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

① 予定管理技術者の要件

予定管理技術者については下記のア)、ウ)、エ)に示す条件を満たす者であり、イ)の実績を有する者であること。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

- [1] 技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- [2] 技術士(建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- [3] RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- [4] 土木学会認定土木技術者資格制度における以下の資格を有する者
 - ・ 特別上級土木技術者
 - ・ 上級土木技術者
 - ・ 1級土木技術者

※ 土木学会における土木技術者資格については、平成22年度の資格認定者より名称変更となっていることから新資格名を記載しているが、旧資格名も同様の取扱とする。以下同様。

イ) 下記のいずれかの実績を有する者

平成25年度以降公示日までに完了した業務のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」において1件以上の実績を有する者。

同種業務：国土交通省、内閣府沖縄総合事務局開発建設部、独立行政法人水資源機構が実施したダム本体の実施設計を実施した業務(砂防ダム、農業用ダムを除く)

類似業務：都道府県が実施したダム本体の実施設計を実施した業務(砂防ダム、農業用ダムを除く)

ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。(同種又は類似業務の実績として記載した業務が確認できる資料(契約書、特記仕様書、経歴書、業務計画書等)を提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム(TECRIS)」に登録されている場合は、契約書の写しは提出する必要はない。この場合登録されていることが確認できる資料(業務カルテ等)の写しを添付すること。)

ウ) 令和5年6月8日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が5億円未満かつ10件未満である者、ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量(本業務及び特定後未契約のものを含む)が5億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

なお、手持ち業務量の対象金額について、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月額で除し、当該年度の履行月数を乗じた額とする。

また、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた額(分担した業務の金額)とする。

ただし、令和5年6月8日現在での手持ち業務のうち、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円から2.5億円に、件数を10件から5件にするものとする。その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「北海道開発局見積心得」第6条第1項第10号の規定により、見積に関する条件に違反した見積として、その見積を無効とする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額で5億円、件数で10件(令和5年6月8日現在での手持ち業務に、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2.5億円、件数で5件)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす管理技術者に交代させる措置請求を行う。管理技術者等を交代せず業務の履行を継続した場合は当該業務の業務成績評定に厳格に反映させるとともに悪質と認められる場合は指名停止等の措置を講ずるものとする。

[1] 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

[2] 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

[3] 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者

[4] 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

エ) 平成30年度から令和3年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務(北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建

設部発注業務)の土木関係コンサルタントの平均業務評定点が60点以上であること。ただし、業務の実績がない場合は、この限りではない。

なお、上記イ)、エ)における対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加える事ができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

ただし、評価対象となる業務は、該当する休業期間を延長した評価対象期間内において、業務評定点通知をされた業務を対象とする。

② 予定照査技術者の要件

予定照査技術者については下記のア)に示す条件を満たす者であり、イ)の実績を有する者であることとする。

- ア) 予定管理技術者のア)と同じ。
- イ) 予定管理技術者のイ)と同じ。

2. 担当部局

〒060-8506

北海道札幌市中央区北2条西19丁目

北海道開発局 札幌開発建設部契約企画課 上席契約専門官

TEL:011-611-0309(ダイヤルイン)(内線3249)

電子メール:hkd-sp-keiki-nyust2@ki.mlit.go.jp

3. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添1(様式ー1~7、A4判)に示されるとおりとする。
なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(1) ファイル形式

様式1から様式7におけるファイル形式について、次のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ 一太郎
- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel

様式1から様式7に添付する資料におけるファイル形式については次のいずれかの形式にて作成することとし、申請書及び資料の送信容量は10MB以内とする。
なお、提出方法については、4. 1)のとおりとする。

- ・ 一太郎
- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ PDF形式
- ・ JPEG形式
- ・ GIF形式
- ・ TIFF形式

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。

(2) 圧縮方法

圧縮を行う場合は次のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ LZH形式
- ・ zip形式

ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(3) ウイルスチェック

ウイルスチェックソフトを常に最新のデータに更新(アップデート)し、ウイルスチェックを行うものとする。

なお、完全なウイルス駆除が行えない場合は、郵送(書留郵便に限る。以下同じ。)による再提出とする。

2) 参加表明書内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
建設コンサルタント登録規定に基づく登録状況	<ul style="list-style-type: none"> 登録部門、登録年月日及び登録番号について記載する。 記載様式は様式－2とする。
予定管理技術者及び照査技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の管理技術者及び照査技術者について、経歴等を記載する。 記載する実績は平成25年度以降公示日までに完了した「同種又は類似業務」の実績とする。 手持ち業務は令和5年6月8日現在、北海道開発局以外の発注者(国内外問わず)のものも含めすべて記載すること。 手持ち業務とは、次のものを指す。 管理技術者: 管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務。 プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。また、契約金額欄には、「特定済」業務の技術提案提出要請書に示された「業務量の目安」を記載すること。 参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 記載する件数は1件とする。 記載様式は様式－3とする。
予定管理技術者及び照査技術者の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の管理技術者及び照査技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載すること。 「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成25年度以降公示日までに完了した業務とする。 記載する業務数は、1つの条件につき1件とする。 参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 記載様式は様式－6とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載すること。
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 1社単独又は設計共同体のいずれの場合においても業務の分担について記載すること。 設計共同体により業務を実施する場合は、下記事項に留意の上、業務の分担について記載すること。備考欄に設計共同体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。 ② 各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置できること。 ③ 各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置できること。 ④ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施すること は認められない。 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者を記載すること。 記載様式は様式－4とする。

企業の過去10年間の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 参加表明書の提出者が過去に受託した「同種又は類似業務」の実績について記載すること。 「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成25年度以降公示日までに完了した業務とする。 記載する業務数は、1つの条件につき1件とする。 記載様式は様式－5とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載すること。
優良業務表彰又は優秀技術者表彰の実績	<ul style="list-style-type: none"> 北海道開発局発注業務で、令和2年度から令和3年度末までに完了した河川部門の業務のうち優良業務表彰を受けた実績、令和3年度のi-Con奨励賞及び受賞決定日(令和4年2月22日)の翌月1日から2年間のi-Con大賞を受けた実績又は平成30年度から令和3年度末までに完了した河川部門の業務のうち優秀技術者表彰を受けた実績について記載すること。 記載様式は様式－7とする。 優良業務表彰回数が2回以上の場合は、提出様式を追加し記載すること。

3) 経歴書、業務計画書及び資格の写し

参加表明書の提出者及び配置予定技術者の同種又は類似業務の実績として記載した業務が確認出来る資料(契約書、特記仕様書、経歴書、業務計画書等)を提出すること。

ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム(TECRIS)」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。この場合登録されていることが確認できる資料(業務カルテ等)の写しを提出すること。

4) 建設コンサルタント登録の写し

参加表明書の建設コンサルタント登録規定における建設コンサルタント登録されている登録部門名(全ての登録部門が対象)が確認出来る登録申請書等の写しを提出すること。

4. 参加表明書及び技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

1) 提出方法

電子入札システムにより提出すること。提出期限までに参加表明書及び技術提案書を1つのファイルにまとめて提出すること。なお、ファイルは圧縮して提出することもできるが、ファイルの容量が10MBを超える場合には、提出書類の一式を紙により提出(電子入札システムとの分割提出は認めない。)すること。

また、書留郵便又は託送による提出の場合は、電子入札システムにより、参加表明書及び技術提案書として次の内容を記載した書面を送信すること。

ア 郵送又は託送する旨の表示

イ 郵送又は託送する書類の目録

ウ 郵送又は託送する書類のページ数

エ 発送年月日

なお、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、原則として書留郵便又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。

2) 提出先 2. に同じ

3) 提出期限 令和5年6月30日(金) 11時00分まで(必着)

4) その他

・電子入札システムによる場合、提出する書類はPDF形式とすること。
なお、出力は白黒印刷で行う。

・プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。

・書留郵便又は託送の場合は、規定の枚数内とすること。なお、提出部数は1部とする。

5. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

1) 質問は、電子入札システムにより行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、書面(様式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、原則として書留郵便又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及び電子

メールアドレスを併記するものとする。
なお、評価基準等の配点に関する質問は受け付けないものとする。

ア 質問の受付担当課	2. に同じ
イ 質問の受付期間	令和5年6月8日(木) 9時00分から 令和5年6月22日(木) 17時00分まで
(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)	

- 2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から7日(「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に電子入札システムにより行う。ただし、書面により説明を求めた者に対しては、電子メールにより回答する。

6. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- 1) 技術提案書の提出者を選定するための基準は別紙のとおりである。
- 2) 技術提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。
- 3) 選定通知書を受理した時は、令和5年7月31日(月)11時00分までに技術提案書提出報告書(様式16)を電子入札システムにおける技術提案書として提出すること。
- 4) 選定通知の日は令和5年7月25日(火)を予定する。

7. 非選定理由に関する事項

- 1) 技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合は書面(非選定通知書)をもって、札幌開発建設部長から通知する。
- 2) 上記、1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、電子入札システムにより、札幌開発建設部長に対して非選定理由について説明を求めることができる。ただし、書面により通知を受けた者は、書面(様式は自由)を持参、書留郵便又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。
- 3) 上記、2)の回答は、説明を求める能够最終日の翌日から起算して5日以内に電子入札システムにより行う。ただし、書面により提出された者に対しては書面により行う。
- 4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は、次のとおりである。

ア 受付場所	2. に同じ
イ 受付時間	9時00分から17時00分まで (休日を除く)

8. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

1) 技術提案書の作成上の基本事項

プロポーザルは、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別添2(様式-8～11、A4判)に示すとおりとする。
なお、文字サイズについて、本文は10 ポイント以上、図表は6ポイント以上、余白については上20 mm以上、下20 mm以上、左20 mm以上、右20 mm以上とし、これが守られていない場合には評価しない。
また、評価については、白黒により出力した書面を用いて実施するので、留意すること。
様式-8から様式-11におけるファイル形式については次のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ 一太郎
- ・ Word
- ・ Excel

様式-8から様式-11に添付する資料等におけるファイル形式については、3. 1) (1)～(3)により作成すること。なお、提出方法については、4. 1)のとおりとする。

3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 業務の実施方針について簡潔に記載すること。 記載様式は様式-9とし、A4判1枚に記載する。 その他の提案は様式-11とし、A4判1枚に記載する。
評価テーマに対する技術提案	<ul style="list-style-type: none"> 本業務説明書の1.2)業務内容に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。 記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。 記載様式は様式-10とし、A4判1枚に記載する。
参考見積	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に係る人工見積及び参考見積(総価)、単価見積を提出すること。 人工数見積及び参考見積(総価)は、積算の際の参考及び技術提案書を特定するための評価項目としている。 なお、本業務は「令和5年度版設計業務等標準積算基準書及び同(参考資料)」に基づき新たな積算手法により積算を行う業務である。 URL参照先 http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumukankei.html 記載様式は参考見積(総価)については様式-13-1とし、人工数見積は様式-13-2とする。

4) 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、65 百万円以内(税込み)を想定している。

5) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

6) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成に当たり、以下の資料を閲覧することができる。

閲覧を希望する者は、事前に閲覧の申し込みを行うこと。申し込みを行わない場合は、閲覧できない場合がある。

(1) 資 料 名 : 雨竜第2ダム堤体設計に関する資料

(2) 閲 覧 場 所 : 〒 073-1103 北海道樺戸郡新十津川町字中央89番地

北海道開発局 札幌開発建設部 雨竜川ダム調査事業所 総務係

(TEL) 0125-76-2156 (代表) (内 線 6 8)

(3) 閲 覧 期 間 : 技術提案書の提出期限の前日までの休日を除く毎日。

閲覧時間は下記のとおりとする。

月曜日～金曜日:9時00分から17時00分まで。

9. 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウェートは、別紙のとおりである。

10. 特定に関する事項

1) 技術提案書が特定された者に対しては、特定された旨を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。

2) 特定日については、下記の日時を予定している。

特定予定日 令和5年8月8日(火)

ただし、特定後、特定を辞退する場合は、特定を辞退した者に対して、指名停止の措置を行う場合がある。

11. 非特定理由に関する事項

- 1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかつた旨と、その理由(非特定理由)を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面(非特定通知書)により通知する。
- 2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、電子入札システムにより、札幌開発建設部長に対して非特定理由について説明を求めることができる。なお、発注者の承諾を得た場合は、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- 3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に電子入札システムにより回答する。なお、書面により提出した者に対しては、書面により回答する。
- 4) 非特定理由の説明書請求の電子入札システム受付時間又は書面の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

ア 受付場所 2. に同じ
イ 受付時間 9時00分から17時00分まで(休日を除く)

12. 契約書作成の要否等

本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。ただし、次の点に留意すること。

- 1) 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、落札決定後速やかに紙契約方式願を提出しなければならない。

- 2) 紙契約方式による場合には、別添契約書案により、契約書を作成する。

なお、別冊契約書案における第4条第3項及び第4項の使用を希望する場合は、落札決定後に以下の手続を取るものとする。

- (1) 別冊契約書案第4条第3項及び第4項の使用を希望する落札者は、落札決定の日から2日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)にその旨を申し出なければならない。
- (2) (1)の申出があった場合、支出負担行為担当官は落札者が契約を確実に履行する体制を有しているか否かを確認する調査を実施するものとする。
- (3) 落札者は調査の実施に協力し、落札決定の日から5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に必要な書類を提出すること。
- (4) (2)の調査の結果、業務委託料債権がこの契約の履行以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、別添契約書案から第4条第3項及び第4項を削除して契約を締結するものとする。

13. 支払条件

	令和5年度	令和6年度
前払金	有	有
部分払	有	無
完了払	無	有

14. 苦情申立てに関する事項

本手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

15. その他の留意事項

- 1) 上記1. 10) (2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていない者も参加表明書及び技術提案書を提出することができるが、特定通知の日までに当該資格の決定を受けていなければならない。
- 2) 同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- 3) 本業務を受注したコンサルタント(設計共同体の各構成員を含む。)及び、本業務を受注したコンサルタント(設計共同体の各構成員を含む。)と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務(設計共同体による場合は、各構成員の分担業務)に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- 4) 上記4)の「本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者」とは、受注者との関係が上記1. 10) (5)のアからウのいずれかに該当する者をいう。

- 5) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 6) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)に基づく指名停止を行うことがある。
また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、その参加表明書及び技術提案書を無効とする場合がある。
- ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
 - ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
 - ・白紙である場合
 - ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ・発注者名に誤りがある場合
 - ・発注案件名に誤りがある場合
 - ・提出業者名に誤りがある場合
 - ・その他未提出又は不備がある場合
- 7) 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- 8) 特定されなかった場合 電子入札システムにより技術提案書を提出した場合には電子入札システムから技術提案書を削除することとし、紙入札方式により提出した場合には技術提案書を返却する。また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- 9) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、病休、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 10) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- 11) 電子入札システムは休日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、国土交通省電子入札システムホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
なお、国土交通省電子入札システムホームページアドレスは、次のとおりである。
<https://www.e-bisc.go.jp>
- 12) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は、次のとおりとする。
- システム操作・接続確認等の問い合わせ先
- ア 国土交通省電子入札システムヘルプデスク 電話03-3798-9476
- イ 国土交通省電子入札システムホームページ <https://www.e-bisc.go.jp>
- なお、ICカードの不具合等が発生した場合には、入札参加希望者が利用している各電子認証局へ問い合わせること。
- ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、北海道開発局 札幌開発建設部 契約企画課 TEL011-611-0309(ダイヤルイン)(内線3249)へ連絡すること。
- 13) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合は、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- ア 参加表明書受信確認通知(電子入札システムから自動発行)
- イ 参加表明書受付票
- ウ 選定通知書
- エ 非選定通知書
- オ 技術提案書受信確認通知(電子入札システムから自動発行)
- カ 技術提案書受付票
- キ 特定通知書
- ク 非特定通知書
- ケ 辞退届受信確認(電子入札システムから自動発行)
- コ 辞退届受付票
- サ 日時変更通知書

- シ 見積依頼通知書
- ス 見積書受信確認通知(電子入札システムから自動発行)
- セ 見積書受付票(電子入札システムから自動発行)
- ソ 見積締切通知書
- タ 再見積通知書
- チ 再見積書受信確認(電子入札システムから自動発行)
- ツ 決定通知書
- テ 保留通知書
- ト 取止め通知書

- 14) 第1回目の見積が不調となった場合、再度見積に移行。再度見積の日時については、発注者側から指示する。開札後、発注者から再度見積依頼通知書を送信するので、パソコンの前で暫くの間、待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から通知する。

【2675】雨竜第2ダム本体実施設計外業務

技術提案書の提出者を選定するための基準

別添1

評価項目	評価の着目点		評価点
	判断基準		
資格要件	技術部門登録	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 当該業務に関する部門（「河川、砂防及び海岸・海洋」部門）の建設コンサルタント登録有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。</p> <p>② 上記に該当しない場合は加点しない。</p>	<p>① 4 ② 0</p>
参加表明者（企業）の経験及び能力	～成績実績～性	<p>平成25年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。</p> <p>① 同種業務実績がある。 ② 類似業務実績がある。 ③ ①②以外は選定しない。</p>	<p>① 8 ② 4 ③ 選定しない</p>
	～成業務の成確性～専門技術力	<p>令和2年度から令和3年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の土木関係コンサルタントの平均業務評定点を下記の順位で評価する。</p> <p>① 80点以上 ② 77点以上80点未満 ③ 74点以上77点未満 ④ 71点以上74点未満 ⑤ 68点以上71点未満 ⑥ 65点以上68点未満 ⑦ 60点以上65点未満 ⑧ 60点未満 ⑨ 成績評定を受けた上記発注機関発注業務の業務実績がない場合には加点しない。</p>	<p>① 24 ② 21 ③ 18 ④ 15 ⑤ 12 ⑥ 9 ⑦ 0 ⑧ 選定しない ⑨ 0</p>
	成（表彰）果の確実性	<p>令和2年度から令和3年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注業務の河川部門の優良業務表彰、令和3年度のi-Con奨励賞受賞及び受賞決定日（令和4年2月22日）の翌月1日から2年間のi-Con大賞受賞の経験について、下記の順位で評価する。について、下記の順位で評価する。</p> <p>① 局長表彰2回以上の実績あり ② 局長表彰+部長表彰の実績あり ③ 局長表彰又はi-Con大賞大臣賞の実績あり ④ 部長表彰又はi-Con大賞優秀賞の実績あり ⑤ i-Con奨励賞の実績あり ⑥ 表彰の実績なし</p> <p>((様式-7)に記載した優良表彰を評価する。)</p>	<p>① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0.5 ⑥ 0</p>
小計			40
評価項目	評価の着目点		評価点
	判断基準		
資格要件	技術者資格等	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 技術士（総合技術監理部門：建設）又は（建設部門） ② RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）部門 土木学会認定土木技術者資格制度における以下の資格を有する者 上級土木技術者（河川・流域）コースB 1級土木技術者（河川・流域）コースB ※②は国土交通省登録技術者資格 ③ RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋を除く）部門 土木学会認定土木技術者資格制度における以下の資格を有する者 特別上級土木技術者 上級土木技術者（河川・流域）コースBを除く 1級土木技術者（河川・流域）コースBAを除く ④ ①②③以外は選定しない</p>	<p>管理技術者 照査技術者</p> <p>① 6 ② 4.5 ③ 3 ④ 選定しない ④ 選定しない 数値化しない</p>

予定管理技術者の経験及び能力	業務執行技術力	平成25年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務実績がある。 ② 類似業務実績がある。 ③ ①②以外は選定しない。	① 6 ② 3 ③ 選定しない	数値化しない
		ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。	③ 選定しない	
専門技術力	業務執行技術力	平成30年度から令和3年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務管理技術者として従事した北海道開発局発注業務(北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務)の土木関係コンサルタントの平均業務評定点の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 77点以上80点未満 ③ 74点以上77点未満 ④ 71点以上74点未満 ⑤ 68点以上71点未満 ⑥ 65点以上68点未満 ⑦ 60点以上65点未満 ⑧ 60点未満 ⑨ 成績評定を受けた上記発注機関発注業務の業務実績がない場合には加点しない。	① 24 ② 21 ③ 18 ④ 15 ⑤ 12 ⑥ 9 ⑦ 0 ⑧ 選定しない ⑨ 0	—
	優良表彰	平成30年度から令和3年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務の河川部門の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 部長表彰の実績あり ③ 表彰の実績なし ((様式-7)に記載した優良表彰を評価する。)	① 4 ② 2 ③ 0	—
	専任性	手持ち業務件数 金額及	下記の項目に該当する場合は指名しない。(未契約のものを含む) 手持ち業務の契約金額が5億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。 (手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。(ただし、新型コロナの感染拡大防止に向けた業務の一時中止措置等により繰越した業務は、令和5年度の手持ち業務量算出の対象外とする。))	数値化しない
小計			40	
業務体制実施	制業務の務妥実當施性体	下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。		数値化しない
合計			80	

【2675】雨竜第2ダム本体実施設計外業務

技術提案書を特定するための評価基準

別添2

(1) 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		評価点	
		判断基準	管理技術者	照査技術者
	資格要件 技術者資格等	下記の順位で評価する。 ① 技術士(総合技術監理部門:建設)又は(建設部門) ② RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)部門 土木学会認定土木技術者資格制度における以下の資格を有する者 上級土木技術者(河川・流域)コースB 1級土木技術者(河川・流域)コースB ※②は国土交通省登録技術者資格 ③ RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋を除く)部門 土木学会認定土木技術者資格制度における以下の資格を有する者 特別上級土木技術者 上級土木技術者(河川・流域)コースBを除く 1級土木技術者(河川・流域)コースBAを除く ④ ①②③以外は特定しない	① 6 ② 5 ③ 4 ④ 特定しない	① 2 ② 1.5 ③ 1 ④ 特定しない
予定技術者の経験及び能力	業務執行実績技術力 (業務執行実績)	平成25年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務実績がある。 ② 類似業務実績がある。 ③ ①②以外は特定しない。 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。	① 6 ② 3 ③ 特定しない	① 2 ② 1 ③ 特定しない
	専門技術力 (業務執行成績技術力)	平成30年度から令和3年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務(北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務)の土木関係コンサルタントの平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 77点以上80点未満 ③ 74点以上77点未満 ④ 71点以上74点未満 ⑤ 68点以上71点未満 ⑥ 65点以上68点未満 ⑦ 60点以上65点未満 ⑧ 60点未満 ⑨ 成績評定を受けた上記発注機関発注業務の業務実績がない場合には加点しない。	① 20 ② 17 ③ 14 ④ 11 ⑤ 8 ⑥ 5 ⑦ 0 ⑧ 特定しない ⑨ 0	—
	優良表彰	平成30年度から令和3年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務の河川部門の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 部長表彰の実績あり ③ 表彰の実績なし ((様式-7)に記載した優良表彰を評価する。)	① 4 ② 2 ③ 0	—
小計			36	4

*外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定(建設経済局建設振興課)または国土交通大臣認定(土地・建設産業局建設市場整備課)を受けている必要がある。

(2) 実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	
実施方針 業務フロー 工程表 その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	15
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
	その他	業務に関する有益な代替案あるいは重要事項の指摘(見積もりに含まれるものに限る)がある場合に優位に評価する。	10
小計			40

※技術点は上記の値を最高点とし、内容により段階評価を行う。

※実施フローについては、実施項目間の関連性、打合せ結果等を踏まえたフィードバック等を考慮するものとする。

※工程計画については、実施時期、実施項目間の関連性、進捗率、実施項目毎の作業量等を考慮するものとする。

(3) 評価テーマ

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	
評価テーマに関する技術提案	的確性	業務を進めるにあたり、事業背景、地域特性など与条件について、的確に網羅されている場合に優位に評価する。	15
		着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	25
	実現性	提案内容に具体的な記述あり、説得力がある場合に優位に評価する。	25
		提案内容を裏付ける業務実績、類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。	15
小計			80
参考見積	想定している業務規模を上回った場合、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合は特定しない。		数値化しない
合計			160

※技術点は上記の値を最高点とし、内容により段階評価を行う。